

9 令第3条に規定する使用人

(ふりがな) 氏 名	職 名
ほん ろくろう 本 六郎	本店 課長
うめだ ななこ (きた ななこ) 梅田 七子 (北 七子)	梅田支店長
なんば はちろう 難波 八郎	難波支店長
	以下余白
計 3 名	

(記載上の注意)

- 1 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」に括弧書で併記することができる。
- 2 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。

(記載方法)

- 1 この書面には、支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所等の業務を統括する者を記載する。
- 2 記載の順序は、「営業所の名称及び所在地（別紙様式第1号（第4面）」の営業所の順に記載する。
- 3 「氏名」については、「記載上の注意 1」の通り、氏を改めた場合は旧氏及び名を括弧書で併記することができる。  
※令和2年12月23日の貸金業法施行規則別紙様式改正による。
- 4 該当する者がいない場合は、「該当なし」と記載する。
- 5 記載欄に空欄がある場合は、「以下余白」と記載する。